

1 障害者虐待防止法

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）が施行。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めている。

2 埼玉県虐待禁止条例

平成30年4月1日施行。児童、高齢者、障がい者の各虐待を一元的に規定し、法律の範囲を超えた規定も盛り込まれている。

(1) 法律の範囲を超えた規定の例

経済的虐待を児童虐待にも適用

使用者による虐待を児童・高齢者にも適用

学校の教職員、病院の医師・看護師を「施設等養護者」に位置づけ

県による虐待の防止・養護者支援のための専門的人材の育成

県による虐待の防止等に関する研修の実施及び施設従事者の研修受講の義務付け

重大な虐待事件に関する県による検証の義務付け

3 障害者虐待通報件数

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
養護者による虐待	0	1	0	0	1
障害者福祉施設従事者等による虐待	0	1	0	1	0
使用者による虐待※	0	1	0	0	0
通報件数 計	0	3	0	1	1
うち虐待と判断し、何らかの対応を行った件数	0	2	0	1	0

※ 使用者による虐待は、県労働局で対応した件数

令和元年度については、令和2年2月1日付の数値

4 障がい者虐待についての窓口および啓発活動

(1) 相談・通報先

埼玉県虐待通報ダイヤル# 7 1 7 1 (平成30年10月1日より稼働)

吉川市役所障がい福祉課障がい支援係

埼玉県障害者権利擁護センター

(2) 啓発活動

市ホームページ、広報にて、障害者虐待防止法、虐待通報窓口・虐待通報ダイヤル# 7 1 7 1の案内を実施。市内公共施設にポスター掲示を実施。